職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五条の三に関する事項） **第四条の二**　（略） ２　（略） ３　法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第八号に掲げる事項にあつては、労働者を派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）として雇用しようとする者に限るものとする。 一～八　（略） 九　就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項 ４～８　（略）	（法第五条の三に関する事項） **第四条の二**　（略） ２　（略） ３　法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第八号に掲げる事項にあつては、労働者を派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）として雇用しようとする者に限るものとする。 一～八　（略） （新設） ４～８　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第四項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十日　　国土交通大臣　石井　啓一

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（乗務等の記録） **第八条**　一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。 一～五　（略）	（乗務等の記録） **第八条**　一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに次に掲げる事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。 一～五　（略）

六　車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、次に掲げる事項 イ　（略） ロ　荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項 (1)～(3)　（略） (4)　集貨地点等における積込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時 (5)　集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時 (6)　（略） 八　集貨地点等で、当該一般貨物自動車運送事業者等が、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が一時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（ロに該当する場合にあっては、(1)及び(2)に掲げる事項を除く。） (1)　集貨地点等 (2)　荷役作業等の開始及び終了の日時 (3)　荷役作業等の内容 (4)　(1)から(3)までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨	六　車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、次に掲げる事項 イ　（略） ロ　荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる事項 (1)～(3)　（略） (4)　集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時 (5)　集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時 (6)　（略） （新設）
２　（略） 七・八　（略）	２　（略） 七・八　（略）

附　則

この省令は、令和元年六月十五日から施行する。